

大和市中小企業融資制度 利子補給金交付申請のご案内

I 制度概要

対象	事業者が <u>2025年1月から12月に支払った利子のうち補給期間内のもの</u>		
	対象資金	補給期間	補給率
	中小企業事業資金	初回利払い月から36ヶ月間	30% (高度技術導入特別資金は40%)
	中小企業緊急支援資金	初回利払い月から24ヶ月間	50%
<u>起業支援資金</u> 初回利払い月から60ヶ月間 100%			
※延滞利息と、繰上返済により過払いとなった戻し利息相当分は対象外			
※国の健康経営優良法人の認定企業は補給率100% (認定を確認できる書類要提出)			
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 100円未満切捨 融資毎の利子補給金交付限度額30万円 期間内の「実際の利払い額」が対象 【例】約定返済日が月末で、休日等のため<u>2025年12月分</u>の実際の利払いが翌月以降になった場合、その翌月以降の利払い額は今回の補助対象外 繰上返済や市外移転した場合は翌月から対象外 (下記⑤の書類要提出) 操業停止、代位弁済、税金等の滞納が解消されない事業者は対象外 		
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <u>2026年2月20日</u>までに下表の提出書類を、大和市役所産業活性課まで郵送または提出 		
交付時期	3月中予定(金融機関指定の別段等の口座宛)。対象者口座に <u>4月中</u> にお振込み下さい。		
補足事項	<p style="color: red;">※セーフティネット保証4号認定を付して<u>2020年4月1日～2023年3月31日</u>に申込した中小企業緊急支援資金については補給率100%、限度額50万円とします。</p>		



2 提出書類 ※提出前に写しを取って下さい。①、②は市ホームページからも取得可

必須 (同封書類)	① 利子補給金交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> 市内の<u>取扱金融機関</u>の支店長印で押印 (支店印不可)
	② 請求書	<ul style="list-style-type: none"> 市内の<u>取扱金融機関</u>の支店長印を押印 (支店印不可) 請求金額は記入しない ※市で金額を確認します
	③ 利子補給対象者 融資元金融機関別一覧	<ul style="list-style-type: none"> 補給対象者が一覧に記載されているか、口座情報、金額に誤りが無いか確認し、誤りがある場合は赤字で訂正 対象者に追加がある場合は赤字で記入 各ページの右上に担当者確認印を押印
	④ 利子補給金算出明細書	<ul style="list-style-type: none"> 内容を確認し、誤りがある場合は赤字で訂正 金額を訂正した場合は、返済状況等を確認できる書類(返済の明細書等)を添付 市外移転の有無を確認し、訂正がある場合、左下欄に赤字で記入 各明細書の右上に担当者確認印を押印
対象者が市外 移転済の場合	⑤ 移転年月を確認できる 書類	<ul style="list-style-type: none"> 履歴事項全部証明書等(写し可) ※④に添付 ④の余白に新所在地を記入

※上記①～④は同封の記入例を参照して記入してください。

【事務担当】 〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1

大和市役所 産業活性課 企業活動サポート係

TEL:046-260-5135 FAX:046-260-5138

受付時間 8:30～12:00 13:00～17:00 (土日・祝日を除く)